



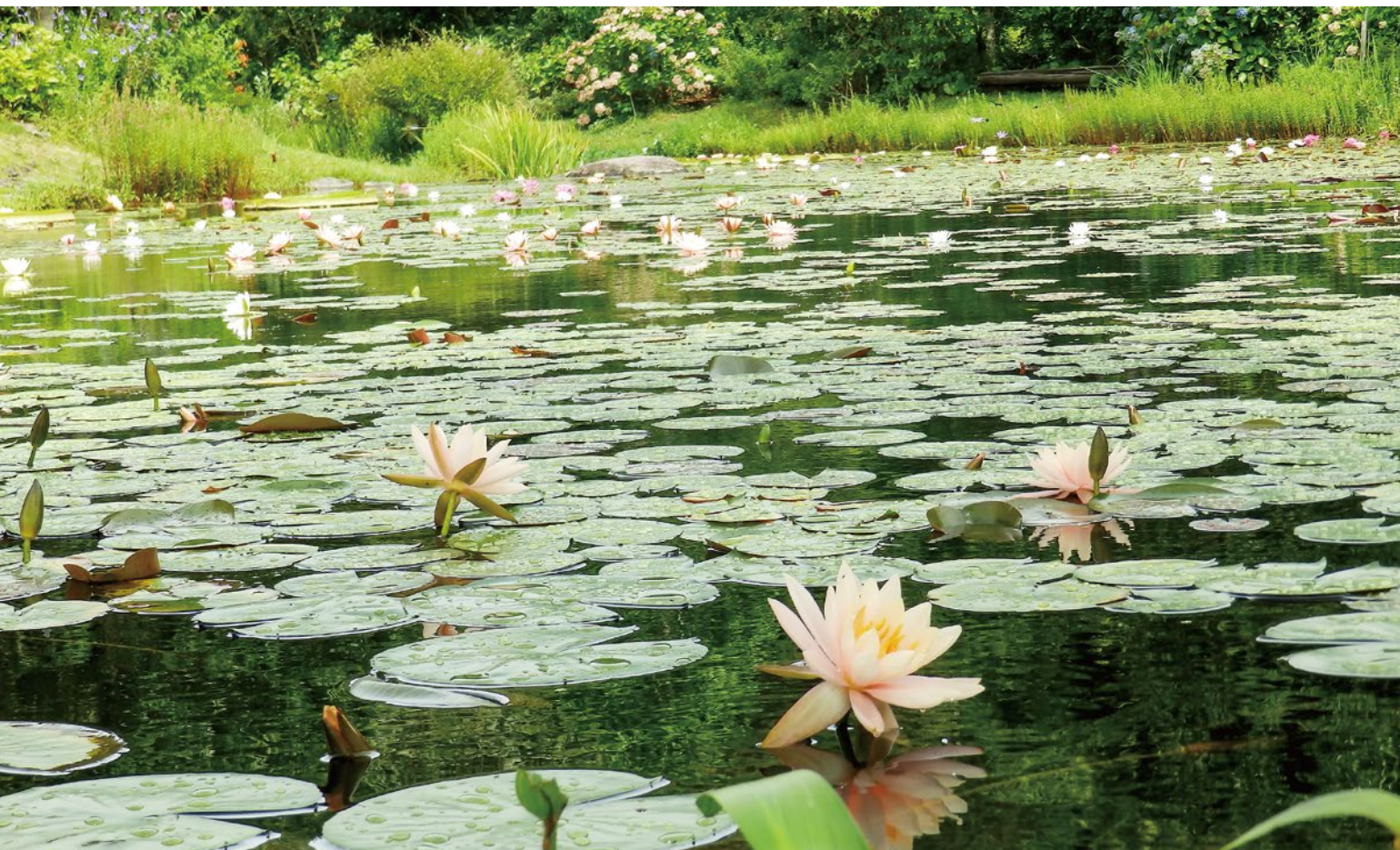
広報

2025 August No.387

みはら



まーまれーど



村税納付

○村県民税	第2期	令和7年9月 1日
○国保税	第2期	令和7年9月 1日
○国保税	第3期	令和7年9月30日

期限のおしらせ

よろしくお願いします。

8

人口と世帯数 | 総人口：1,340 人 | 男：655 人 | 女：685 人 | 世帯数：719 世帯

(令和7年4月30日現在)

議会だより

令和7年8月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

5月臨時会

- 議案審議 ② ページ

6月定例会

- 村長行政報告 ③ ページ
○ 一般質問 ④ ページ
○ 議案審議 ⑤ ページ
○ 議案の賛否一覧 ⑥ ページ
○ 議会の動き ⑦ ページ
○ 委員会の動き ⑦ ページ

第4回臨時会

議案審議

訴えの提起について

補足説明 大塚総務課長

訴えの追加提起することについて、4月開催の全員協議会で説明したが、議案書に添付してあるオレンジ色に塗られた部分の土地に関し、村の所有であることを確認するため、追加で訴えの提起を行うもの。

質疑 杉本 龍司

3月の議会で村長は、和解に向けての方向性も考えていきたいと答弁したが、地籍調査が行われているのに、どうして今この段階で土地の権利を主張する裁判を起こさなといけないのか。

答弁 大塚総務課長

和解については、相手方と調整はしていたが、お互いの条件が整わず、和解は無理という判断で、

今回、新たに追加の提起をさせていたたくもの。相手方からは、境界が国調とは違うところを主張されているので、今回、この土地についての所有権を確定していただくための追加提起となる。

質疑 杉本 龍司

令和4年6月の2千万円いう和解金額から、4百万円と相手側は譲歩している。それで和解に応じないのはなぜか。

答弁 大塚総務課長

4百万円が妥当な金額であるかというところも協議したが、厳しい金額ではないかということで、和解を断念した。

質疑 沖 憲二

今、裁判で三原村が訴えている内容は、土地の境界線。その中で、切り図に三原村が訴えている境界線の先方の土地が存在していないということが事実として出てきた。だから、境界線を訴えるということは、おかしいと裁判所に言われた。だ

から境界線ではなく、この土地は三原村のものだと、新たな訴えではなく、今の訴えの延長線上にあるものという認識で間違いないか。

和解金4百万円というものが、いくらぐらいなら妥当という認識しているのか。

答弁 大塚総務課長

今回の訴えの提起の内容については、言われる通り。

和解金の4百万円に對して、根拠となるものもない中、村としては事業が始まる最初の段階で、補償費として1百50万円の予算を計上していた。その1百50万円あたりが妥当な線という判断をし、和解に至らなかった。

質疑 沖 憲二

1百50万円と決めた根拠は何か。

答弁 田野村長

県の買収金額を参考にした。

質疑 中平 直明

県道21号線からの侵入

道は3メートルの幅員が存在した根拠は何か。

答弁 大塚総務課長

弁護士が言われた道路の幅員については、国調であるとか当時の航空写真を参考に、約3メートルくらいの幅員があると判断して報告した。事業に入る前に、国調の座標等を基に、再測量を現地の方で行った結果も踏まえている。

質疑 新谷 和幸

平成16年8月14日、国有財産譲与として受け取った土地が、今回、村が主張している公衆用道路として決定できるその場所についての購入があるのか。

図面上の石積みが公衆用道路の一部だと主張しているが、村の主張が正しいと公認できる資料がどこかにあるのか。

村が実施した国調を、村が自ら認めないというのなら、今後、国調の信頼を失う心配はないのか。

今回、土地が村の主張通り認められても、公衆

用道路入り口付近の村の土地と、相手方の土地との境界問題が解決しない限り、農泊施設の利用目的は実現できないと思われるが、今後の見通しはどうか。

今回の訴えが、今年中には解決できる見通しと聞いたが、有効な根拠があるのか。

請求の原因の中に書かれている被告不在者財産管理人は、現在も土地に関係しているのか。

答弁 大塚総務課長

購入履歴はない。

村としては、石積みが道路の法面で設置されているものと判断している。

国調は村としても認めていない訳ではない。平成17年までは国調が新しい図面ということだったが、法の改正により、今は昔の公図、切り図の方が地図に準ずる図面ということで、こちらの方が正しい図面となっている。

今年中に解決の見通しについて、弁護士もできるだけ早く解決できるようにという思いで、報告

していただけたものと考えている。

原因の中の被告不在者財産管理人は、今は所有権が変わっており、所有権はもうない状況となっている。係争中にもかかわらず、一人の方が土地の売買を裁判所に請求し、一人の方へ所有権が移転されたために、今回請求の原因としてあげている。

反対討論 杉本 龍司

買取価格と和解金とは全く違う。当時仮処分時には山の価格で、工事を行って資産価値を上げた訳で、補償金が莫大な金額になるのは当たり前のこと。行政としての地方公共団体の着手に対する責任の重さ、それをしつかり考えて、和解の方向性で進めていっていただきたいと思い、この議案に反対する。

反対討論 中平 直明

登記簿謄本を、この方は所有されている。その土地について強行な工事を行い、村の方から最初

に訴訟を起こしている。これは執行部側に最大の過失があると思う。よって、この議案に反対する。

賛成討論 沖 憲二

裁判所から、切り図にその土地がないから、境界線は存在しない。なので、境界の論争は出来ないとわれている。

4百万円と主張してきた金額の根拠は、慰謝料だとかそういう文面はなく、土地代だと認識している。従って、必然的に訴えを起こさなければいけない問題であるので、この議案に賛成する。

反対討論 新谷 和幸

石積みの南側が境界線なのか、公衆用道路の一部として使用していたのか、今の状況では明らかではない。公衆用道路が境界付近に存在している公図も見当たらないので、今回訴えても全面解決には、長い時間が予想される。現在和解案が出されているのであれば、和解による全面解決に向かう

方法が近道だと考えるので、議案に反対する。

第5回定例会

村長 行政報告

5月11日、三原こども祭りを、中央公民館で行い、南側に整備した公園の愛称を「やまびこ公園」とした。

「ゆりかご祝金」では、第一子10万円を30万円に、第二子20万円を50万円に、第三子以降は40万円を1百万円に増額。

食料費などの価格高騰の影響の支援策として、全村民に一人7千円の地域振興券を、7月中旬ころ発送予定で、また、特定検診とガン検診をセットで受診した方には、商品券を送付する。



一般質問



質問 浅井 大徳
農業振興（稲作）は
大丈夫か。

令和4年、5年と農家の負担軽減及び農業経営継続を目的として補助金があった。その他いくつかの案を協議、検討しているとの事だったが2年弱経過するが、対策、施策は出来たのか。

答弁 田野村長

要綱では、一袋5千5百円未満の場合、補助を行う事になっているが、金額の改正も必要と考えている。また、令和8年度以降の事業継続も検討が必要と考えている。

質問

人口減少や米価低迷により稲作農家の存続、後継者不足に危機感を感じ、村として支援金など何らかの施策を必要不可欠と考え、検討しているとの事だったが、明確な施策が出来たのか。

答弁

農作業機械の修繕費を支援できる補助事業を検討している。また、ドローンを活用した防除なども検討中。

質問

三原米に付加価値を付け、より高めて向上していく為にも、特別栽培米「水源のしずく」に対して、今後何らかの支援策は考えていないのか。

答弁

流通、販売に向けたアドバイザーの派遣や宣伝の強化、販路拡大などを支援していきたいと考えている。

質問

現在、国、県から集落営農組織に対しては補助金があるが、個人営農者向けの支援事業を、村として何か考えていないか。

答弁

村の単独事業で、農業者農業用機械導入支援事業費補助金により農作業機械を導入することができ。



質問 山岡 美佐代
南海トラフ巨大地震に係る防災対策・災害対策は出来ているのか

三原村防災会議が作成している三原村地域防災計画があるが、ホームページに掲載されているのは平成27年3月作成のものである。その後、見直

しはされていないのか。また、昨年6月議会の答弁で、各区長や団体・事業所に配布し、周知を図るとの事だったが実施したのか。

答弁 田野村長

国や県の動向を踏まえて見直しを行っているが、ホームページの更新は出来ていなかったもので、今後は随時最新版を掲載していく。また、主要な箇所への周知もまだできていない。

質問

災害対策本部としての訓練は行っているのか。実際に災害が起こったことを想定した訓練でなければ、形式上の組織を作っただけでは機能が果たせないのではないか。

答弁

昨年度、本部組織編成の各係、班ごとに、初動対応におけるそれぞれの業務と配備態勢の再確認を行った。住民課の保健衛生、福祉班では、災害

時を踏まえた福祉、医療救護訓練を実施している。また、初動訓練を本年度に実施を予定している。

質問

役場職員で編成されている災害対策本部だが、3分の1以上の職員が村外から通勤している。災害発生時に村内に來られない状況となったとき、災害対策本部の機能は果たせるのか。

答弁

各種団体などの連携も視野に入れ、職員参加が整わない場合の臨時的な対策として協力、連携する中で、機能を確保していく必要があると考えている。

質問

災害時の指定避難場所として、各部落の集会所及び農業構造改善センター、また小中学校等が指定されている。各部落の集会所の、収納可能人数や老朽化が進んでいる農業構造改善センターなど

不安な点があるが、避難場所としての機能を果たせるのか。

答弁

各地区の避難場所について、職員は災害対応業務について追われ、避難所運営は困難となるため、各地区と避難者が力を合わせ、助け合ってもらおう事が重要となる。有事の際、農業構造改善センターが使用できなくなった場合は、冷暖房完備の小中学校体育館を受け皿として確保している。

質問

村民に対し防災意識の向上を図るため、どのような活動を行っているのか。実際に災害が発生したことを想定し、対策本部・自主防災組織など、村が一丸となって防災訓練をする必要があるのではないか。

答弁

11月に実施している南海トラフ地震を想定した村内一斉避難訓練及び自

主防災訓練や、全国瞬時警報システムを通じた放送訓練を行っている。防災意識の向上を図るために、地域における防災力の向上の担い手となる防災士の育成、及び確保に繋げていく事が大切であるため、防災士の増員に努めていく。



質問 杉本 龍司
星ヶ丘公園後継者は

丹精を込め管理をしていただいている方の高齢化に伴い、今後の絶滅危惧種、希少植物を適正に管理していただく後継者づくりが1年たっても進んでいない。後継者育成には時間がかかるが村長は考えていないのか。今後の後継者選任は、行政が携わり、管理者を行政

が先行していくのか。または、現在管理をしていただいている方の知識を活用し先行していただき、管理者を決定していくものなのか。

答弁 田野村長

星ヶ丘公園の管理者を、地域おこし協力隊として募集しており、早急に取り組まなければならぬ課題だと認識している。応募がなかった場合、集落支援員も検討する。管理者の選考は、管理している方の協力もいただき協議する。

質問 杉本 龍司 農泊交流施設を問う

ハゼガセ農泊交流施設完成後、放置し、建物も老廃の兆候も見え始め、過疎債の返還額月36万円超で住民への負担も考え責任を考えていただきたい。人口減少は加速し、使えない設備投資に対して謝罪だけではなく責任を真摯に考え、住民の負担にならない解決法を幾

答弁 田野村長

度となく言っているが、村長の耳には届いていないようだ。3月議会での答弁に和解解決の方向も進めていただける期待感はあるが、私の思いとは裏腹に、訴えを主張していくための臨時議会は4対3で可決、非常に残念な結果で、私は村民の方に申し訳なく思い、早期の解決の道が閉ざされた気がした。令和4年6月、相手側の和解提示額は2千万円、当時は到底応じられる金額ではないと不調に終わり、最近、相手弁護側より和解額を4百万円に減額し提示があったが拒否をされていた。当該地には異議申し立てがあるにも関わらず、公共工事を行った事は行政として失態である。答弁を求める。

議案審議

物品購入契約を締結することについて

補足説明 大塚総務課長

デスクトップパソコン1百台、ノートパソコン1台、プリンター1台を

確定していた。相手側が主張する境界を示して、境界確定請求で訴えているところ、行政は行政として情報共有し、今の状態になっている事は確か、行政として携わった責任者として、どうやって私と地権者との話でその場合は出来るかっていうところまで食い込んではないかなければならないと思っている。事件は裁判官も和解との事を、顧問弁護士、相手方弁護士も推薦しており、和解に向けての歩み寄りとおっしゃいますが、解決に向けての話し合いは、まだまだ時間がかかる気がする。

購入するもの。県内8社
指名、うち4社辞退、
4社による指名競争入札

○契約相手方
高知市竹島町
一四三番地四二

株式会社 富士
代表取締役社長
富木田 裕士

○契約金額
2千7百38万2千
3百円

○納入期限
令和7年8月29日

質疑 杉本 龍司

契約金額の中に1百台
分の処分費用は含まれて
いるのか。含まれていな
いのであれば適正な処理
業者、処理方法があるの
か。

答弁 大塚総務課長

契約金額の中に、処分
費用は含まれていない。
役場で保管し、順次デー
タの処理を行い、廃棄処
理を行う計画。

令和7年 第3回臨時会(5月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案 番号	議 案 名	氏 名								可否
		山岡	中平	杉本	沖	新谷	嶋田	浅井	大倉	
承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて (三原村税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて (三原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第37号	訴えの提起について	○	×	×	○	×	○	○	—	可

令和7年 第4回定例会(6月)の議案の賛否一覧

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:—

議案 番号	議 案 名	氏 名								可否
		山岡	中平	杉本	新谷	嶋田	浅井	大倉	沖	
第38号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第39号	物品購入契約を締結することについて	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第40号	令和7年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて (4,486千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第41号	令和7年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (541千円減額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第42号	令和7年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (1,050千円増額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
第43号	令和7年度介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて (17千円減額)	○	○	○	○	○	○	○	—	可
委員会 第3号	国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書 (案)	○	○	○	○	○	○	○	—	可

議会の動き(3月～7月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
3/20	令和7年三原村戦没者追悼式	三 原 村	議員7名
4/10	四万十市制施行20周年記念式典	四万十市	議 長
4/14	令和7年度幡多西南地域道路建設促進協議会総会	土佐清水市	議 長
4/14	令和7年度 国道321号改良促進期成同盟会総会	土佐清水市	議 長 総務常任委員長 〃 副委員長
5/8	令和7年第3回三原村議会臨時会	三 原 村	全 議 員
5/9	陳情（幡多土木事務所）	四万十市	議 長
5/9	宿毛地区地域安全協議会	宿 毛 市	議 長
5/15	第51回高幡町村議会議長会定期総会	中土佐町	議 長
5/22	四国西南地域道路整備促進協議会総会	愛 南 町	議 長
5/26～28	令和7年度町村議会議長・副議長研修会	東 京 都	議長・副議長
5/30	三原村土地開発公社理事会	三 原 村	議 長
6/12	令和7年第4回三原村議会6月定例会	三 原 村	全 議 員
6/17	令和7年第4回三原村議会6月定例会	三 原 村	全 議 員
6/25	高知県町村議会議長会 臨時総会	高 知 市	議 長
7/1	中筋川流域市村総合整備推進協議会 令和7年度総会	宿 毛 市	議 長
7/2	第36回四国西南サミット	八幡浜市	議 長

委員会の動き(5月～7月)

月／日	用 務	場 所	参 加 者
6 / 9	総務常任委員会 ○6月議会対応について ○意見書の取り扱いについて	三 原 村	議長・全委員
6 / 9	議会運営委員会 ○6月議会対応について	〃	全 委 員
7 / 7	広報委員会 ○6月定例会等の広報編集会議	〃	委 員 7 名

お詫びと訂正【広報みはら 2025.6月号 No.386】

6ページ、下から2段目及び最下段、住民課長の補足説明、質疑、答弁の中で、「送り仮名」と記載しておりましたが、正しくは「振り仮名」でした。
お詫びして訂正いたします。

新基準原付について

新基準原付とは、排気量が125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制限したバイクを指します。令和7年4月1日から、総排気量50cc以下の従来の原動機付自転車に加え、総排気量125cc以下の二輪車であって、最高出力が4.0キロワット以下のものも、原付免許で運転できるようになりました。

新基準原付登録手続きについて

新規購入（または譲渡）により新たに標識を取得する際の申請手続きは、従来の原動機付自転車を取得する場合の手続きに加え、標識交付申請書に最高出力の記入が必要となります。

税額

2,000円（年税額）

ナンバープレートの交付

50cc以下の原付と同様、白色のナンバープレートを交付します。

【四国電力送配電からのお知らせ】

◆停電情報のプッシュ型配信サービスについて

四国電力送配電では、停電情報をタイムリーにお届けするため、「LINE」を活用した停電情報のプッシュ型配信サービスを提供しております。

本サービスは、お客さまが事前に指定されたエリア※で停電が発生した場合、「停電発生」と「停電復旧」のタイミングで当該情報を自動受信することができ、無料でご利用いただけます。

※エリアの範囲は、「四国全域」、「県」、「市町村」、「地域（字など）」までの指定が可能。

当社LINEアプリにアクセスしていただき、メニューにある「停電マップ」を選択すると、地図（Googlemap）上に停電エリアを表示することができます。

詳しくは、四国電力送配電のホームページをご覧ください。

・URL ⇒ https://www.yonden.co.jp/nw/cnt_line-notice/

《登録QRコード》



◆停電情報提供ダイヤル(24時間受付)について

高知県: ☎ 0120-459-271

停電状況に関するお客さまからの電話のお問い合わせにお答えする、AIを活用した「停電情報自動音声応答サービス」ダイヤルです。

本サービスは、お客さまが発話された住所※をAIが音声認識し、その地域の停電状況や復旧見通しを自動音声でお答えするもので、これにより、ボタン操作に不慣れな方でも、簡単に停電状況を確認いただくことが可能です。

※住所は、『県名、市町村名、町字名』を話していただくよう、AIが音声で案内いたします。

【お問い合わせ先】四国電力送配電(株) 中村支社 ☎ 0120-410-388 ☎ 0880-63-2178

高知県行政書士会・コスモス高知 なんでも無料相談会

農地・建設業等各種行政手続き・成年後見や相続・遺言等日常生活に係る何でも相談に、高知県行政書士会と、行政書士で構成する公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター高知県支部会員が無料でお応えします。（ご予約不要）

と き 令和7年10月4日（土曜日）14時から16時30分まで
と ころ 四万十市総合文化センター しまんとぴあ 2階 ROOM4、ROOM5
 高知県四万十市右山五月町7・7（0880-34-1133）
主 催 高知県行政書士会
 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター高知県支部
お問い合わせ 090-7754-8682（担当 高知県行政書士会員 コスモス高知会員 川田 紀生）

一人で悩まず、まずはご相談ください！

誰もある日突然、犯罪に巻き込まれ、命を落としたり、怪我を負ってしまう可能性があります。犯罪によって心や体が傷つくだけでなく、周囲の無理解な言動やいわれのない誹謗中傷等による二次被害など、被害者やそのご家族・ご遺族は、その後の生活の中でも、さまざまな精神的、経済的な困難に直面します。国、地方公共団体、民間支援団体等では犯罪の被害に遭われた方々が平穏な暮らしを取り戻せるよう、各機関が連携し、切れ目のない支援に取り組んでいます。各機関の相談窓口では、被害状況等をお聞きし、必要な支援を提供できる機関の情報提供などを行っていますので、まずはご相談ください。

	相談窓口（機関名）	相談内容	相談時間	連絡先
市町村窓口	三原村 三原村役場 総務課	○詐欺電話等被害	月～金 9時～12時 13時～16時 （祝日・年末年始を除く）	0880-46-2111
犯罪被害全般	警察 警察総合相談電話	○警察への相談全般	24時間対応	088-823-9110 #9110
	警察 犯罪被害者ホットライン	○犯罪被害相談全般	24時間対応	088-871-3110
	高知県 犯罪被害者等支援 相談窓口	○犯罪被害全般 ○支援機関の調整	月～金 9時～12時、 13時～16時 （祝日・年末年始を除く）	088-823-9340 面接相談は要予約
	こうち被害者支援センター	○犯罪被害者支援の ための相談 ○付添い支援	月～金 10時～16時 （祝日・年末年始を除く）	088-854-7867 面接相談は要予約
性犯罪被害	警察 性犯罪被害相談電話	○性犯罪被害に 関する相談	24時間対応	#8103（ハートさん） （全国共通ダイヤル）
	警察 性犯罪・DV・ストーカー 等相談電話	○性犯罪・DV・ ストーカー等に 関する相談	24時間対応	088-873-0110
	性暴力被害者サポート センターこうち	○性犯罪・性暴力 被害に関する相談	月～土 9時～17時 （祝日・年末年始を除く） ※上記以外の時間は夜間休日 コールセンターにつながります	#8891（通話料無料） 0120-835-350

ご存じですか？被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定とは、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性を判定して表示を行うものです。国や地方公共団体、建築関係団体などが連携し、被災地域に判定士を派遣して判定を行います。

大きな地震が起きると建物は少なからずダメージを受け、倒壊は免れていても耐震性が低下するなどの影響を受けている可能性があります。こうした建物は、その後の余震による倒壊や部材の落下が人的被害に繋がるおそれもあるため、被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するために行うものです。

判定結果は3種類のステッカーを建物の出入口などに貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)	(黄)	(緑)
この建物に立ち入ることは危険です	この建物に立ち入る場合は十分に注意してください	この建物は使用可能です

その他、地震発生後の建物に関する判定には次のようなものがあります。

■住家被害認定	「り災証明書」を発行する目的で被害程度を認定するもの
■被災度区分判定	建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定するもの

また、宅地に対しても災害時の応急対策として危険度を判定する制度があります。

■被災宅地危険度判定	地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に、二次災害を防ぐ目的で被害状況を把握して宅地の危険度を判定するもの ※降雨災害にも対応するところが建物の応急危険度判定と違います。
------------	--

それぞれの目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようよろしくお願いします。

ご存じですか？被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震や大雨などで、宅地が大規模かつ広範囲に被災を受けた場合に、宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握したうえで危険度を判定し、住民の皆様へ情報提供を行うことにより、二次被害の軽減・防止を図ろうとするものです。

平成28年の熊本地震の際には、本県の被災宅地危険度判定士延べ135名が被災市町村（熊本市、益城町、南阿蘇村など）を支援するために、現地へ派遣されました。

被災宅地危険度判定の結果は、下記の3種類の判定ステッカーを見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者に対しても安全であるかどうかを識別できるようにします。

判定結果は3種類のステッカーを現地の見やすい場所に貼り付けて表示します。ステッカーはそれぞれA3サイズです。

(赤)	(黄)	(青)
この宅地に入ることは危険です	この宅地に入る場合は十分に注意してください	この宅地の被災度は小さいと考えられます

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法についての簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示します。また、判定結果についての問い合わせ先もステッカーに表示しています。

なお、判定は造成された宅地について擁壁や斜面等の確認を行うもので、罹災証明に係る調査や、建築物について確認を行う被災建築物応急危険度判定とは異なります。

目的をご理解いただき、判定のための調査の際にはご協力くださいますようよろしくお願いします。

(問合せ先) 三原村総務課 TEL: 0880-46-2111



火災 救急は119



～急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし～

台風・集中豪雨に備えましょう！



初夏から秋にかけては台風や前線の影響で、大雨、洪水、暴風による自然災害が発生しやすい季節です。災害から身を守るため、気象情報に注意して早目の防災対策・避難行動をとりましょう。

防災対策



外にある飛ばされそうな物を片付ける。



水が流れるよう、側溝や排水溝の掃除をする。



強風に備えて、雨戸やシャッターを下ろす。



土のう等で浸水防止対策を行う。



停電に備えて、懐中電灯などを準備する。



湯船に水をため、断水対策を行う。飲料水も準備する。



服用している薬がなくならないよう準備しておく。



常に最新の天気予報を確認する。



どこに避難するか家族と話し合う。

避難行動のポイント

①避難とは「難」を「避」けることです！

安全な場所にいる人が無理に避難所に行く必要はありません。今いる場所が安全ならその場に留まりましょう。

②ハザードマップで自宅の災害リスクを知りましょう！

土砂災害警戒区域等に入っていないかなど、自宅に起こりうる危険性を事前に把握し、避難する目安にしましょう。

③安全な親戚の家なども避難先になります！

避難する先は集会所だけではありません。災害の危険性が低い、親戚や友人の家に避難させてもらうことも考慮しましょう。

④豪雨時は車で移動を避けてください！

豪雨の中で運転すると、冠水などにより身動きが取れなくなる恐れがあります。

⑤避難は明るいうち、浸水する前に行うことが重要です！

避難に時間のかかる子どもや高齢者、体の不自由な方は危険な状態になる前に必ず避難しましょう。

住宅用火災警報器を付けましょう！

現在、すべての住宅に住宅用火災警報器設置義務があります！

設置義務！

- 寝室
必ず寝室に使う部屋すべてに設置してください！
- 階段
2階以上に寝室があれば階段にも設置が必要です！

任意設置

- 台所
設置義務はありませんが、あると安心です。設置する場合は「熱式」の設置をおすすめします。



住宅用火災警報器に関するお問い合わせは・・・

幡多西部消防組合 三原分署 予防係 0880-46-2629

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（4分の1、半額、4分の3）が免除になる制度があります。

メリット1

免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が2分の1保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）

※ 納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット2

万が一の際にも保障を確保！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

退職（失業等）により納付が困難な方は、特例免除を申請できます！

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※ 退職（失業等）された方の前年の所得をゼロとして審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年6月まで ※ 免除等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から2年1か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・将来期間……翌年6月（1月～6月に申請したときは、その年の6月）分まで。 ただし、1枚の申請書で申請できるのは、7月から翌年の6月までの12か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

※ 複数年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができますが、申請書は申請する年度ごとに1枚必要となりますのでご注意ください。

手続きについて

●申請書による申請

1 申請書の記入

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入してください。

2 申請書を提出

次のいずれかに提出してください。郵送でも手続きできます。

- ・お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口
- ・お近くの年金事務所

退職（失業等）により納付が困難な方は、次の書類を添付してください。

失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者）
（離職票や雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）

なお、過去に同一の失業等の理由により免除等を申請し、失業した事実が確認できる証明書類を添付等したことがある場合は、あらためて添付等する必要はありません。

※ 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」は市（区）役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

●提出期限

すみやかに提出してください。（申請が遅れても最大2年1か月前までさかのぼって申請できます。ただし、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。）

マイナポータルを利用した電子申請でいつでも免除等が申請できます！

メリット1

24時間365日、どこからでも申請ができます！

メリット2

スマートフォンから申請できます！

メリット3

処理状況も申請結果もスマートフォンで確認できます！

- マイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードをご用意いただき、マイナポータルの利用者登録をしてください。
- 利用者登録が完了すると、申請手続きができます。

●申請方法〔電子申請の場合、紙の申請書の記入が不要となります。〕

- 1 マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。
- 2 マイナポータルのトップ画面の「年金」を選択し、「国民年金保険料の免除」から希望する手続きを選択してください。
- 3 案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。
退職（失業等）により納付が困難な方は、「申請書による申請」の2に掲げる書類の画像をアップロードしてください。

手続きおよび申請方法はこちらから

マイナポータル

検索

<https://myna.go.jp>



電子申請の概要は日本年金機構ホームページをご覧ください。

国民年金 電子申請 検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html



免除された保険料を後から納めることはできますか？

免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。

免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納すると、保険料を全額納付したときと同じになります。

- 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。
- 追納を行う場合は、お申し込みが必要です。詳しくは、年金事務所にご相談ください。
- 免除の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納をする場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

- 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したものと、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※出産には妊娠85日以上、死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

- すでに免除手続きや納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口へ届出してください。また、マイナポータルを利用した電子申請を行うことができます。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

「免除」、「追納」および「産前産後免除」に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



日本年金機構
Japan Pension Service

2504 1016 162

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日：令和7年9月18日（木曜日）
- ・開設時間：午前10：00～午後12：00まで
- ・開設場所：三原村役場・第三会議室

出張相談は完全予約制となりますので、必ず事前の予約をお願いいたします。予約のない方はお断りをさせていただきますのでご了承ください。

ご予約は日本年金機構 電話（0880-34-1616）までご連絡ください。

相談時に必要なもの

- ・年金手帳
- ・写真付きの身分証明書等（運転免許証推奨）
- ・年金証書
- ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等（代理で来られる方のもの）が必要です。委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください。

多重債務者無料相談会のご案内 ～お金に関する悩みを、お気軽にご相談ください～

借金の返済に関する無料相談会を、高知市と四万十市で開催します。
あわせて「こころの健康相談会」を、高知県立消費生活センター、四万十市役所の2会場で同時に開催します。
心身に不調を抱えておられる方も、お気軽にご相談ください。

開催日時	会 場
9月20日（土）13時～16時	高知市消費生活センター（高知市役所1階） （高知市本町5-1-45） 予約：TEL 088-823-9433（高知市消費生活センター）
9月21日（日）13時～16時	高知県立消費生活センター（ソーレ2階） （高知市旭町3-115） 予約：TEL 088-824-0999（高知県立消費生活センター）
9月27日（土）13時～16時	四万十市役所 5階 （四万十市中村大橋通4-10） 予約：TEL 0880-34-8805（幡多広域消費生活センター） ※完全予約制（事前予約の相談者がいない場合は中止となります）

※開催日により、会場が異なりますので、ご注意ください。

希望のお時間があれば、あらかじめ予約いただくとスムーズにご案内できます。
（四万十市役所会場のみ完全予約制です。）最終受付は終了時間の30分前です。
（ただし、受付時間内でも人数が多い場合は、受付を制限する場合がありますので、ご了承ください。）

契約書、督促状など債務の状況が分かる書類をお持ちください。
秘密は厳守します。

【お問い合わせ先】
高知県県民生活課
TEL 088-823-9653

●児童扶養手当「現況届」のお知らせ

～児童扶養手当を受給されている方は8月中に必ず手続きをしてください～

手続きを行わないと、11月分からの手当が受けられなくなりますのでご注意ください。また、所得制限により手当が支給停止となっている方も現況届の提出は必要です。

必要な書類は対象者に送付します。

児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書について

児童扶養手当を受給している方は自ら進んで自立を図り、家庭生活の安定と向上に努める必要があります。そのため、現況届を提出することとされている令和7年8月において、児童扶養手当の受給から5年を経過する等の要件に該当している方については、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び添付書類を提出し自立を図っている証明をしていただいております。対象者には事前に通知を送付しておりますので、現況届と一緒に提出してください。

※手続きを行わないと、児童扶養手当の2分の1が支給停止となりますので、必ず手続きをしてください。

○提出み切：8月29日（金）（土・日・祝日は除く）

○受付場所：三原村役場 住民課 住民福祉係

児童扶養手当とは

ひとり親のご家庭の生活の安定と自立の促進に役立つために手当を支給し、子どもの心身の健やかな成長を助けることを目的としたものです。

※この手当には受給者本人と同居親族の所得制限があります。

●特別児童扶養手当「所得状況届」のお知らせ

特別児童扶養手当を受給されている方は、8月分以降の受給資格の有無を確認するため受付期間中に必ず手続きをしてください。

必要な書類は対象者に送付します。

○提出み切：9月11日（木）（土・日・祝日は除く）

○受付場所：三原村役場 住民課 住民福祉係

特別児童扶養手当とは

精神、知的又は身体に障害を有する児童について、特別児童扶養手当を支給することにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

令和8年度入学生募集 高知県立幡多看護専門学校



☎ 0880 (66) 2525

入試係まで

高知県立幡多看護専門学校
高知県宿毛市山奈町芳奈3番2号

◎募集要項配布場所
県庁一階募集要項コーナー、県立幡多看護専門学校、安芸福祉保健所、須崎福祉保健所、幡多福祉保健所
◎お問い合わせ先
高知県宿毛市山奈町芳奈3番2号

*試験内容・出願方法等の詳細は、募集要項及び幡多看護専門学校ホームページをご覧ください

令和7年10月27日（月）～11月14日（金）

出願期間
令和7年12月6日（土）～令和7年12月27日（土）

試験日
令和7年12月27日（土）

▼一般入試

12名程度募集
9月12日（金）

出願期間
令和7年8月29日（金）～令和7年9月27日（土）

試験日
令和7年9月27日（土）

※専願は、合格後、確実に入学できる方を対象としています。

▼社会人・推薦入試（専願）
社会人入試・8名程度募集
高校推薦・15名程度募集

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、こどもの人権問題解消に向け、下記のとおり「こどもの人権相談」の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も相談をお受けします。また、電話は、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルとしてしますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。

記

- 1 実施期間 令和7年8月27日(水)から同年9月2日(火)まで
- 2 受付時間 午前8時30分から午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
- 3 開設場所 高知地方法務局人権擁護課(土・日は高松法務局人権擁護部)
- 4 電話番号 「こどもの人権110番」0120(007)110
※フリーダイヤル
※IP電話からは接続できません。
- 5 取扱内容 いじめ、ネットによる誹謗・中傷、体罰、児童虐待等のこどもをめぐる人権問題
- 6 その他 相談は無料、秘密は厳守します。

※以上の記事に関するお問い合わせは
高知地方法務局人権擁護課(☎088-822-3503)まで
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

高知県地域猫活動セミナー開催のお知らせ ～地域猫活動のはじめの一步～

地域猫活動の進め方や不妊去勢手術のポイント、猫の繁殖について基礎から学べるセミナーです。

地域猫活動に興味がある方、猫でお困りの方、まずセミナーを聞いてみませんか？

参加料：無料

申し込み方法：高知県電子申請サービス 又は 電話

お問い合わせ先：高知県健康政策部薬務衛生課 動物愛護担当
TEL 088-823-9673

◆日時、場所

対面開催

幡多福祉保健所(四万十市中村山手通19 高知県幡多総合庁舎)

令和7年8月9日(土) 14:00～16:30

※県内他地域にて、違う日程でも開催しています。

◆講師

澤田 佳子さん(高知地域猫の会)

尾首 陽子さん(にじのはしスペイククリニック高知分院)



電子申請サービスはこちら↑

国勢調査について

令和7年10月1日を調査期日として「令和7年国勢調査」が全国一斉に実施されます。調査の結果は、地方交付税の算定など、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面で活用されます。

パソコンやスマートフォンを利用したインターネットによるオンライン回答や調査票の記入及び提出など、国勢調査へのご理解とご協力をお願いします。

三原村(9/20～9/30調査票配布予定 調査票回収予定10/1～10/8)

国勢調査の活用事例

調査の結果は、国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うために利用されるとともに、さまざまな統計を作成する上で欠くことのできない基礎データとしても利用されます。また、企業や各種団体における需要予測や経営管理などを行うための活用や、学術・研究機関における研究のための活用など、さまざまな分野で幅広く活用されています。

1. 各種法令に基づく利用

- 〈衆議院議員選挙区画定審議会設置法〉衆議院の小選挙区の改定
- 〈地方自治法〉地方自治法で用いる人口として規定
- 〈地方交付税法〉地方交付税の算定に利用
- その他
 - ・公職選挙法
 - ・過疎地域自立促進特別措置法
 - ・地方税法
 - ・政党助成法
 - ・都市計画法施行令
 - ・災害対策基本法施行令
 - ・交通安全対策特別交付金等に関する政令

選挙や税制にも関係があるんです！



2. 行政上の施策への利用

- 少子高齢社会関連
 - ・子育て支援のための施策
 - ・高齢者福祉施策
- 防災関連
 - ・防災計画の策定
 - ・災害復興計画の策定
 - ・被害予測
 - ・被害予測システムの開発
- 地域活性化関連
 - ・都市再生プロジェクト推進事業
 - ・都市交通計画

子育て支援にも利用されているのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、正確なデータが必要なんです！



3. 公的統計の作成・推計のための利用

- 将来人口、世帯数の推計
- 生命表の作成
- 世帯を対象とする他の統計調査の標本設計

4. 学術研究・企業等での活用

- 学術研究
 - ・人口学
 - ・地理学
 - ・経済学
 - ・社会学
- 企業等での活用
 - ・電力需要などの各種需要把握
 - ・商品開発やサービスの需要予測

新しくコンビニをつくる時にも、データを活用しています！



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/> 国勢調査2025

検索



令和7年度 (公財)三原村農業公社農業機械貸出、農作業受託料金一覧表

(単位：円)

機 械 名	作 業 名	区 分	料 金	備 考
トラクター	耕起・荒耕起・代かき作業	受 託	5,000	反
トラクター(成形ロータリー)	うね立て	受 託	6,000	反
全自動野菜移植機(ブロッコリー)	定植作業	受 託	8,000	反
半自動野菜移植機(ブロッコリー)	定植作業	受 託	8,000	反
トンネルマルチ支柱打込み機	支柱打ち込み、トンネル張り	受 託	8,000	反
全自動播種機 (バラ)	水稻播種バラ撒き	受 託	150	1 枚
全自動播種機 (ポット)	水稻播種ポット撒き	受 託	100	1 枚
全自動播種機 (スジ)	水稻播種スジ撒き	受 託	100	1 枚
トンネル用支柱		貸 出	4,000	600本／反
管理機	土寄せ作業など	貸 出	2,000	日
堆肥散布機		貸 出	6,000	日
動力粉碎機	枝の粉碎	貸 出	5,000	日
乗用運搬車	(積載850kg)	貸 出	6,000	日
歩行型スピードスプレーヤ	防除作業	貸 出	8,000	日
自走式草刈機	除草	貸 出	4,000	日
乗用式草刈機	除草	貸 出	8,000	日
法面草刈機	除草	貸 出	4,000	日
バックホー		貸 出	8,000	日

- ・三原村外の方のご利用は、各種料金の＋1,000円となります。
 - ・燃料は満タン返しでお願い致します。
 - ・機械の故障、パンク等があった場合の修繕費は、利用者のご負担となります。
 - ・半日単位からの貸出が可能です。半日の場合、料金は半額となります。
- (例：使用時間が2時間で、返却した場合でも料金は半日分いただきます。)

令和4年より行政相談員として活動していただきおりました、田辺政克さんが退任されたこと受け、高知行政監視行政相談センターより感謝状が贈られました。村民の生活向上へのご尽力にお礼申し上げます。令和7年4月からは中内昭子さんが新たに委嘱されました。相談所は偶数月に農業構造改善センターにて開設しています。



～山地災害に備える～ 高知県の山地災害危険地区について

県では山地災害危険地区の位置情報をリニューアルし、ホームページから閲覧できるようになりました。

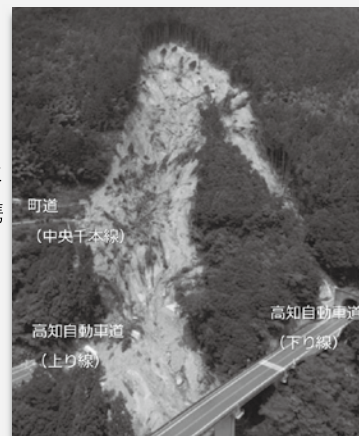
局地的な豪雨などに起因する山地災害から、ご自身や大切なご家族を守るためにも、周辺地域の危険地情報を事前に把握いただくとともに、日頃からの災害時への備えや避難行動等の参考にしてください。

「山地災害危険地区」とは

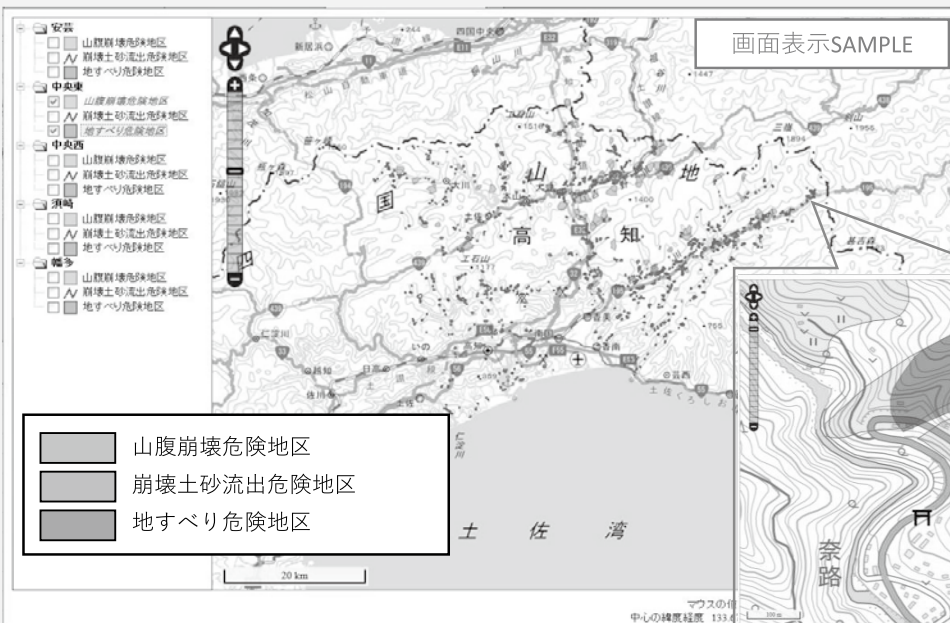
- ・「山地災害危険地区」とは、集中豪雨等で山腹崩壊、土石流、地すべり等が発生するおそれのある山腹面や溪流を、林野庁が定める調査要領に基づき判定して整理したものです。
- ・この山地災害危険地区情報を基に、山地災害防止の観点から、国または県が計画的に治山事業を実施するとともに、地域住民への周知を図り、市町村や関係機関との連携によって警戒避難体制を確立するなど、災害の防止軽減に努めることとしています。

「山地災害危険地区」には、以下の種類があります

山腹崩壊危険地区	山崩れや落石による災害が発生するおそれがある山腹斜面
崩壊土砂流出危険地区	山崩れ等によって土砂が流出し土石流災害が発生するおそれがある溪流
地すべり危険地区	地すべり性の災害が発生するおそれがある山腹斜面

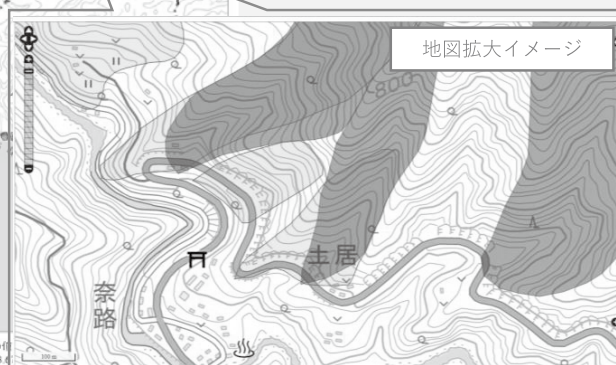


大豊町立川千本で発生した山腹崩壊（平成30年7月撮影）



ホームページにアクセスいただくことで、左図のような危険地区情報が表示されます。

地図を拡大⇄縮小することもでき、お住まいの地域を拡大表示することも可能です。



台風や降雨期を前に、お住まいの地域の情報を一度ご確認ください。

ホームページへのアクセス方法

- ① URLから：<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030601/kikentiku.html>
- ② QRコードの読み込みが可能なスマートフォンなどからも確認することができます

ご利用にあたって

- ・この山地災害危険地情報は、国土地理院の「地理院タイル」を利用しています。
- ・山地災害危険地情報はデータ量が多いため、利用者のシステム環境によっては読み込みに時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・アクセス時には免責事項等もあわせてご確認ください。



お問い合わせ・連絡先

高知県 林業振興・環境部 治山林道課
住所： 〒780-0850
高知県高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話： 088-821-4867（治山担当）
FAX： 088-821-4585
メール： 030601@ken.pref.kochi.lg.jp



7月4日(金)、農業構造改善センター多目的ホールで、第11回 教育長杯スカッシュバレー大会を開催しました。今年から、チームに村内在住者が1名いれば、村外在住の方も参加OKというルール変更もあり、12チーム50人という、コロナ以降で最大の参加者数となった今大会。ベテラン、初心者入り乱れる楽しい大会となりました。優勝は、チーム・アリオス。何と今回で大会四連覇という快挙を成し遂げました。



令和7年度 自衛官等採用試験

種 目	受付期間	試験期日	資 格
自衛官候補生	年間を通じて受付しています	①Web筆記 9/27～29 □述 10/4～5 ②Web筆記 11/22～24 □述 11/30 ③Web筆記 R8/1/17～19 □述 R8/1/25 ④Web筆記 R8/2/14～16 □述 R8/2/22	18歳以上 33歳未満の者
高等工科学校生徒(一般)	10/1～R8/1/15	1次試験：R8/1/24 2次試験：R8/2/14	男子で中卒(見込含) 17歳未満の者
一般曹候補生	第2回試験 7/1～9/2	1次試験：9/16～18 2次試験：10/12、13	18歳以上 33歳未満
	第3回試験 9/16～11/21	1次試験：11/29～12/1 2次試験：R8/1/12	

※ 日程等に変更となる場合がございます。細部については地域事務所にお問い合わせください。
 お問い合わせ 〒787-0012 高知県四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎4F
 自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所
 TEL 0880-35-3096

国際交流員の

ダーレン・リンです！

vol.6



三原村の皆さん、こんにちは！
セミの鳴き声、飛ぶトンボの姿、暑さと肌に感じる日焼けの痛みに、夏の気配を感じます。
ちょうど一年前の夏に三原村に来たことを思い出し、一年があっという間に過ぎたことに驚きました。

今回は、最近ハマっていることを紹介したいと思います。それは料理です！
オーストラリアにいた頃は、食事はほとんど両親に作ってもらっていたのですが、日本に来たら自分で料理をしなければいけませんので、毎日色々な料理に挑戦して腕を磨きながら、食べたいものを自ら作っています。

料理は人を喜ばせることができる人生のスキルだと気づき、せっかく田んぼと畑に恵まれた三原村に配属されて、三原村の農家の人が頑張って育ててくれた地元産の材料を使って料理をしたいと思っているので、お米や野菜など三原村で手に入る材料があって本当にありがたいです。

さて、私が普段どんな料理を作っているのか気になる方もいると思うので、少し紹介します。オーストラリア、台湾、日本、中国などの国々の料理をよく作ります。例えば、肉じゃが、魯肉飯（ルーローハン）、フィッシュアンドチップスなど、私のルーツとゆかりの深い料理が多いです。食べ物は文化の一部。材料、作り方、そして味から、その文化の歴史、気候、動植物の特徴が分かってきます。だからこそ料理は、食べ物を通じて自分の国の文化を紹介すると共に、美味しい料理を楽しめるという嬉しい利点があります。

私は国際交流員として、三原村をはじめ幡多郡の人々に自分の国の文化を広く紹介したいと思っています。先日、幡多郡内の他の市町村にいるCIR（国際交流員）、ALTと一緒に、私が小さい頃から一番好きな食べ物“水餃子”を作りました。私が実家で作る時と同じように、生地から皮を作り、平らに伸ばして餃子の具を包み、皆でワイワイ楽しんで餃子を作りました。少し面白かったのが、余った餃子の皮にそれぞれ自分が好みの具材を入れてオリジナルの水餃子を作ったことです。これも文化の交流だなと思いました。



ちなみに、今度、英会話教室でオーストラリアのお菓子作り体験をする予定です。食べ物を通して三原村の人達に文化をシェアできたら嬉しいです。

さて、私は8月の下旬に10日間ほどオーストラリアに帰国する予定です。次の広報で、その時の様子を報告できると思いますので楽しみにお待ちください。

保育所・小学校・中学校 行事紹介

[保育所] 6/10(火) カレーパーティー



[保育所] 7/4(金) 七夕飾りつけ



[小学校] 7/4(金) 修学旅行 in 広島【5・6年生】



[小学校] 6/14(土) 道徳参観日



[中学校]6/21(土) 道徳参観日



[中学校]6/30(金) シュノーケリング体験 in 柏島【3年生】



高知県立高知城歴史博物館 夏休みキッズデー

夏休みの工作にぴったりの手作りワークショップなどを日替わりで開催！ 浴衣の着付体験やレプリカの兜や刀を装着できる体験もあります。

開催日：7月26日(土)、27日(日)、8月2日(土)、3日(日)、16日(土)、17日(日)

★保護者の方の展示観覧無料

キッズデーは、小学生以下のお子さまをお連れの大人の方1名様も展示室を無料でご覧いただけます。
(高校生以下は通常どおり観覧無料)

※イベントの開催内容や参加費等は日によって異なります。詳細は博物館のホームページをご覧ください。



高知県立高知城歴史博物館

開館時間：9時～18時（日曜日は8時～18時）

〒780-0842 高知市追手筋2-7-5

電話：088-871-1600 FAX：088-871-1619 HP：<https://www.kochi-johaku.jp/>



およろこび

宮ノ川



たなべ こはる
田邊 琴春くん

(令和7年5月1日生まれ)
父:飛友賀さん 母:舞優さん

宮ノ川



たぶち じゅり
田淵 珠理ちゃん

(令和7年5月21日生まれ)
父:正悟さん 母:理奈さん

これからよろしくね!

社会を明るくする 運動強調月間(7月)

社会を明るくする運動は法務省の主唱より、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

7月は社会を明るくする運動強調月間により、総理大臣のメッセージ伝達式が行われました。



みはる祭

8.15 (金)
※荒天の場合は翌日16日(土)に延期

場 所: 三原村農業構造改善センター駐車場
駐車場: 三原村中央公民館周辺 三原小学校グラウンド